

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月11日
【計算期間】	第5特定期間（自平成24年9月19日 至平成25年3月15日）
【ファンド名】	欧州リート・オープン
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、ヨーロッパリート・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、マザーファンドを通じて、ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 海外 / 不動産投信」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式 債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 （ ） 資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
不動産投信	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(不 動産投信))	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「不動産投信」とは分類・区分が異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （３）内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- （５）資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- （１）インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

（１）株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することとする。

（３）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

（１）年１回・・・目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

（２）年２回・・・目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

（３）年４回・・・目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

（４）年６回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

（５）年１２回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

（６）日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

（７）その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

（１）グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

（２）日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源

泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- ヨーロッパの不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とします。

ヨーロッパリート・マザーファンド（以下、マザーファンドといいます。）の受益証券への投資を通じて、ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に実質的に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

不動産投資信託（リート(REIT)）とは

不動産投資信託とは、投資家から集めた資金を不動産（オフィスビル、賃貸住宅、ショッピングモール等）に投資し、不動産から得た賃料収入や売却益などから不動産の維持・管理費用等を支払った後の収益を投資家に分配する仕組みの金融商品です。一般に不動産投資信託は、利益の大部分を投資家に分配（配当）するなど適格要件を満たすことにより、不動産投資信託と投資家レベルでの二重課税が排除される仕組みとなっていることに特徴があります。リートに投資することで、不動産に直接投資する際の負担を軽減しつつ、不動産投資の魅力を楽しむことが可能です。



主な投資対象国

フランス、イギリス、オランダ、ベルギー、ドイツ、イタリア

※投資対象国につきましては、平成25年4月末現在で、投資する可能性のある国であり、今後、新しくREIT制度を導入する国がある場合、または既にREIT制度がある国で投資対象とするための条件を満たしたと判断した場合には、投資対象地域の範囲内で、投資対象国として追加する予定です。

- マザーファンドの運用にあたっては、ドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッドは、ドイツ銀行グループのヨーロッパ地域における不動産証券運用を担当する運用会社です。

- 投資にあたっては相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に行います。また、不動産関連のETFに直接投資することもあります。
- 不動産投資信託証券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色 【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

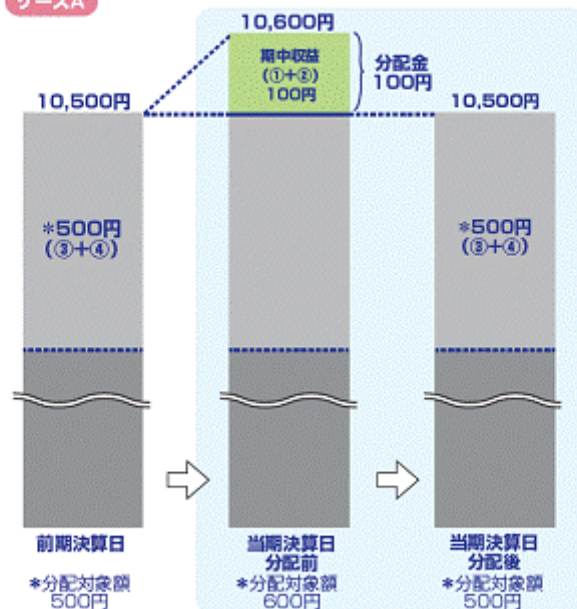
分配準備積立金：①および②のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金：追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

分配金と基準価額の関係(イメージ)①

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA



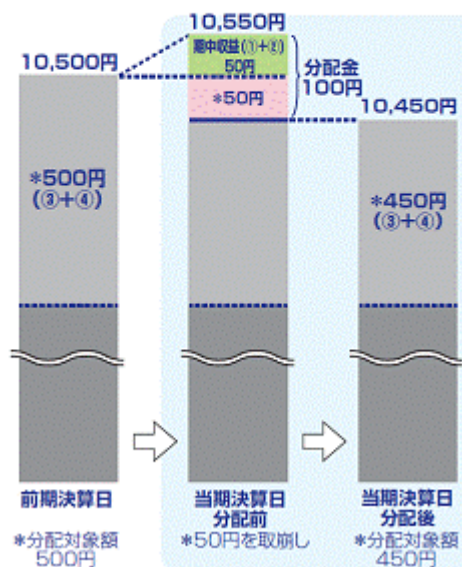
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

分配金と基準価額の関係(イメージ)②

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

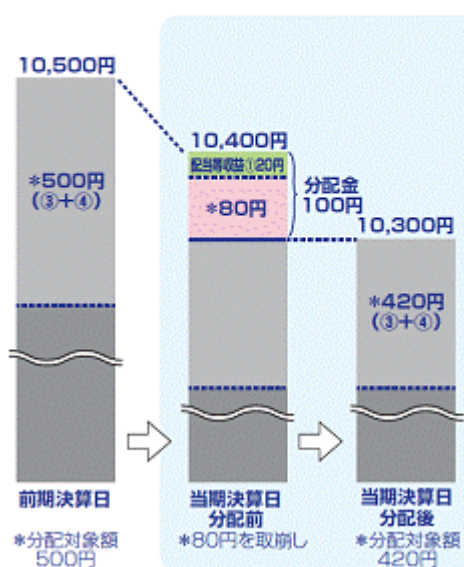
ケースB

前期決算から基準価額が上昇した場合



ケースC

前期決算から基準価額が下落した場合



前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円

ケースB 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースC 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

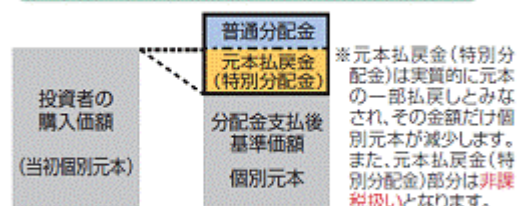
★いずれのケースにおいても、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、ファンドの損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、ファンドの収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「ファンドの基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

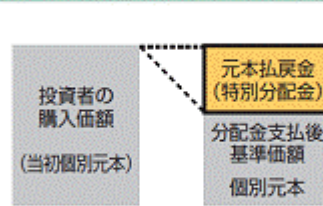
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

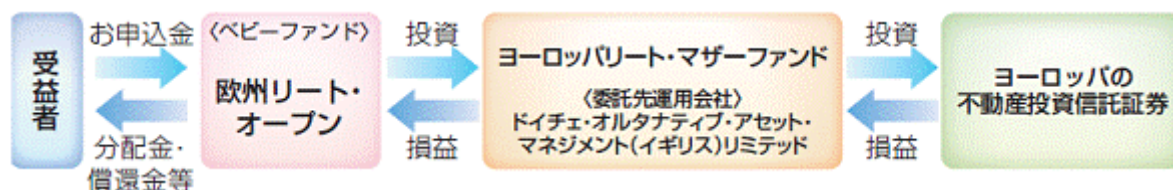
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年9月22日 投資信託契約締結、設定、運用開始

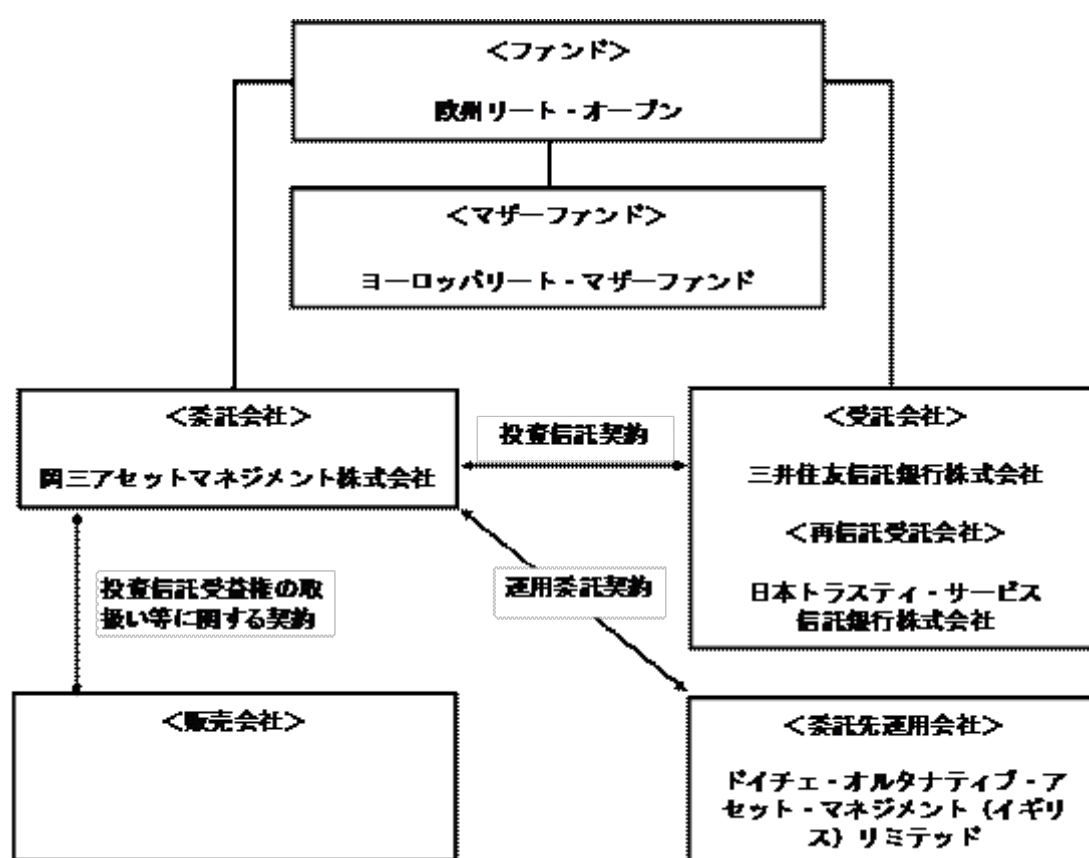
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。

マザーファンドの 委託先運用会社	委託会社との運用委託契約に基づき、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。 < 運用委託契約の概要 > 運用委託契約では、委託会社が運用会社に委託した運用指図に関する権限の業務内容、運用会社の注意義務、運用会社が運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合の委託の中止等について規定しています。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成25年4月末日現在）

資本金

10億円

委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

ヨーロッパリート・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．マザーファンドの受益証券への投資を通じて、ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。）されている不動産投資信託証券に実質的に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。なお、投資にあたっては相対的に配当利回りの高い銘柄を中心にを行います。また、不動産関連のETFに直接投資することもあります。

ロ．不動産投資信託証券の実質組入比率は、高位を保つことを基本とします。

ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ニ．マザーファンドの運用にあたっては、ドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッド（Deutsche Alternative Asset Management（UK）Limited）に運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ホ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（参考）ヨーロッパリート・マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものを含みます。以下同じ。）されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ．ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券に投資を行い、高水準の配当収入の獲得を目指すとともに中長期的な値上がり益を追求します。

ロ．不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

ハ．外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金、その他の資産をいいます。）への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

ニ．運用にあたっては、運用委託契約に基づきドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッド（Deutsche Alternative Asset Management（UK）Limited）に信託財産に属する外貨建資産についての運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）に関する権限を委託します。

ホ．資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】**■ 投資の対象とする資産の種類**

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるヨーロッパリート・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ロ．外国または外国の者の発行する証券または証書でイ．の証券の性質を有するもの

- ハ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- ニ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- ホ．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ヘ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ト．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

- ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

■ 純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券の概要

平成25年4月末日現在、ヨーロッパリート・マザーファンドの純資産総額の10%を超えて投資している不動産投資信託証券の概要は以下のとおりです。なお、当該マザーファンドにおける不動産投資信託証券の組入比率、不動産投資信託証券の概要は変更される場合があります。

<ヨーロッパリート・マザーファンド>

名称	FONCIERE DES REGIONS
不動産投資信託の目的及び基本的な性格	2003年に制定されたSIIC制度の基準を満たし、フランスで設立されたクローズド・エンド型の法人であり、主要顧客である国内外の大企業の要望に応じた賃貸物件の開発や管理に注力することで安定した収益の獲得に努めています。
不動産投資信託の特徴	同社は、ユーロネクストのパリ証券取引所に上場している不動産投資会社です。パリを中心に事務所、居住用ビル、駐車場など多様な不動産ポートフォリオを管理しています。

名称	UNIBAIL-RODAMCO SE
----	--------------------

不動産投資信託の目的及び基本的な性格	2003年に制定されたSIIC制度の基準を満たし、フランスで設立されたクローズド・エンド型の法人であり、M&Aや最先端の不動産管理手法などを用いて株主価値の最大化を目的としています。
不動産投資信託の特徴	同社は、ユーロネクストのパリ証券取引所に上場している不動産投資会社です。本拠はフランスのパリにあり、フランスを中心に商業施設やオフィスなどの不動産を保有しています。

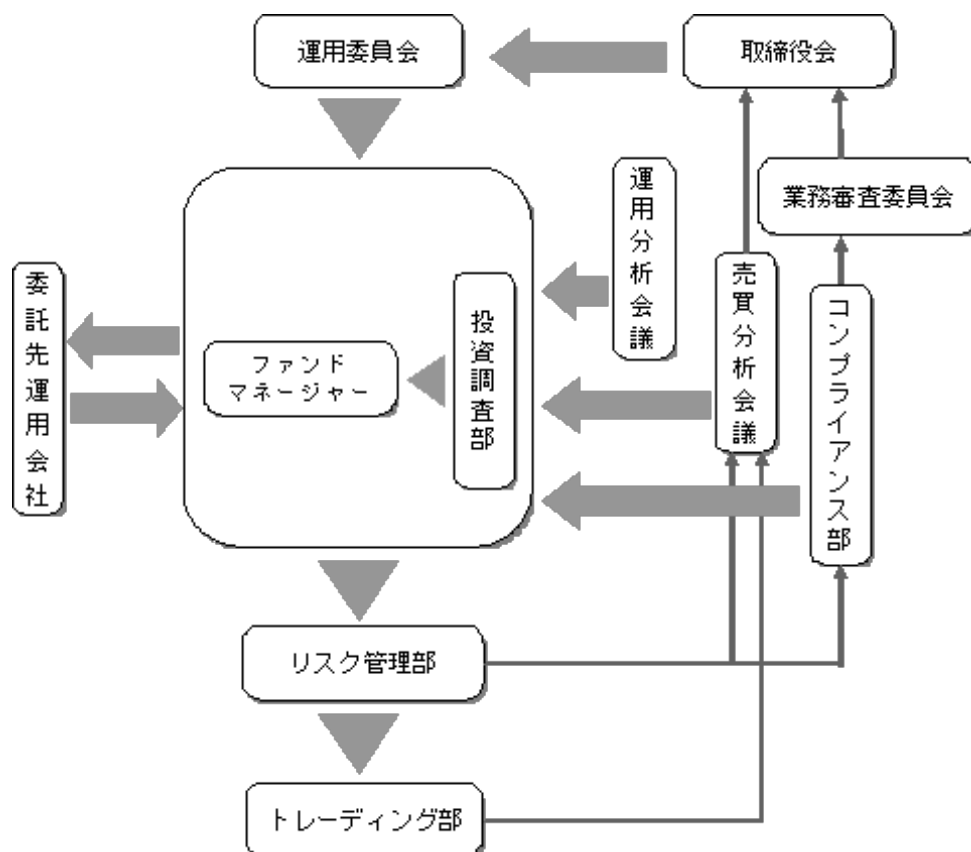
名称	GECINA SA
不動産投資信託の目的及び基本的な性格	2003年に制定されたSIIC制度の基準を満たし、フランスで設立されたクローズド・エンド型の法人であり、効果的な運用方針やポートフォリオ管理を通じて、保有物件の質の向上や顧客サービスの充実に努めています。
不動産投資信託の特徴	同社は、ユーロネクストのパリ証券取引所に上場している不動産投資会社です。本拠はフランスのパリにあり、パリを中心にオフィスや賃貸住宅、ホテルなどを保有しています。

名称	WERELDHAVE NV
不動産投資信託の目的及び基本的な性格	オランダのWet toezicht beleggingsinstellingen（投資会社監督法）で認可を受けた不動産運用会社です。リスクを抑えながらも長期的にユーロ圏のインフレ率を上回る投資成果を上げることを目的としています。
不動産投資信託の特徴	同社は1930年に設立された独立系の国際的な不動産投資会社で、現在、ユーロネクストのアムステルダムに上場しています。本拠はオランダのハーグにあり、オランダをはじめ、ベルギー、フランス、スペイン、イギリス、アメリカにオフィスビル、ショッピングセンター、産業用不動産、アパートメントを保有しています。

（３）【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、委託先運用会社から提供される運用計画に基づき運用計画書を作成し、また、委託先運用会社の運用内容についてモニタリングを行います。
委託先運用会社	委託先運用会社は、委託会社との運用委託契約に基づいて、外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。 また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

委託会社は、運用の指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用や運用指図結果の適切性並びに経営状態、委託業務にかかる運用体制やリスク管理体制、委託業務の執行状況等についてモニタリングを行っています。

運用体制等につきましては、平成25年4月末日現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。

b 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

ただし、分配対象収益が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

c 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

（５）【投資制限】

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

- 公社債の運用指図

国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

- 投資する投資信託証券の範囲

委託会社が投資することを指図する投資信託証券は、取引所および取引所に準ずる市場で取引されている投資信託証券とします。ただし、委託会社は、上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しにかかるものについては、投資することを指図することができないものとします。

- 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 外国為替予約取引の指図、目的および範囲

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金、その他の資産をいい、マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、この投資信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、ヨーロッパの不動産投資信託証券等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

< 投資リスク >

■ 不動産投資信託証券のリスク

・ 価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値や賃料収入の増減等に加え、市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した不動産投資信託証券の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した不動産投資信託証券の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した不動産投資信託証券の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 分配金（配当金）減少リスク

利益の大部分を投資家に分配（配当）するなどの一定の要件を満たすことにより、法人課税が減免される等の税制上の優遇措置を受けています。したがって、利益と分配金（配当金）との連動性が高く、利益が減少した場合には、分配金（配当金）も同様に減少する可能性があります。

・ 信用リスク

支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合には、市場価格が大幅に下落する可能性があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

・ 業績悪化リスク

投資家から集めた資金や金融機関等からの借入金等を不動産に投資して、不動産から得られた利益を投資家に分配（配当）する金融商品です。したがって、不動産賃貸料の減少、不動産の売却損失の発生、借入金の金利負担の増加などにより、利益が減少する可能性があります。

・ 自然災害・環境問題等のリスク

実物資産であるオフィスビル、商業施設、賃貸マンション等の不動産に投資を行うことから、地震等の自然災害、火災、環境問題等の予測不可能な偶発事象などにより、ビルや施設等が倒壊、毀損し、大きな損失を被る可能性があります。

・ 法律改正・税制の変更等によるリスク

建築規制の強化、不動産にかかる税制の変更などにより、投資対象とする不動産の市場評価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、不動産投資信託にかかる税制の変更等により、市場価格が下落する可能性があります。

・ 上場廃止リスク

取引所等が定める一定の基準に該当することにより、上場が廃止される可能性があります。

・ 流動性リスク

株式市場と比較した場合、取引所等に上場している銘柄数は少なく、上場銘柄全体の時価総額も小さいことから、市場価格が大幅に変動する可能性があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対して円高は、外貨建資産の円換算額の減少により、ファンドの基準価額の下落要因となり、投資対象通貨に対して円安は、外貨建資産の円換算額の増加により、ファンドの基準価額の上昇要因となります。

投資対象通貨に対する円高の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

< 留意事項 >

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、取得申込み・解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた取得申込み・解約請

求の受付を取消することがあります。

- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にご確認下さい。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

ただし、ご換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

(3) 【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の185.85（税抜 177）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年10,000分の 185.85（税抜 177）
内 委託会社	年10,000分の 126.00（税抜 120）
内 販売会社	年10,000分の 52.50（税抜 50）
内 受託会社	年10,000分の 7.35（税抜 7）

■ 委託先運用会社に支払う運用委託報酬

マザーファンドの委託先運用会社に支払う運用委託報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支弁するものとし、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

■ 信託報酬の支払い時期

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

- ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の1.26（税抜1.2）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産

中から支弁します。

- ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。なお、上場不動産投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託の費用は表示しておりません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

■ 個人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、地方税5%）

■ 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに償還時及び解約時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、源泉徴収された所得税は、法人税から控除できます。

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額×2.1%相当額）がかかります。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

普通分配金、元本払戻金（特別分配金）とは

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」があります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

■ その他

- ・ 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税務署等でご確認いただくことをおすすめいたします。
- ・ 買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成25年4月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

平成25年4月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	848,190	99.14
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		7,365	0.86
合計（純資産総額）		855,555	100.00

<参考> ヨーロッパリート・マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	フランス	3,151,363,452	65.35
	オランダ	698,709,180	14.49
	ベルギー	605,159,987	12.55
	小計	4,455,232,619	92.39
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		367,003,666	7.61
合計（純資産総額）		4,822,236,285	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	ヨーロッパリート・マザーファンド	1,000,579	0.8601	860,597	0.8477	848,190	99.14

(種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.14
合計	99.14

<参考> ヨーロッパリート・マザーファンド

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
フランス	投資証券	FONCIERE DES REGIONS	142,500	7,628.26	1,087,028,387	7,629.27	1,087,171,488	22.54
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	39,000	22,148.27	863,782,647	25,610.36	998,804,196	20.71

フランス	投資証券	GECINA SA	63,772	11,228.37	716,056,092	11,528.50	735,196,088	15.25
オランダ	投資証券	WERELDHAVE NV	100,000	7,219.09	721,909,760	6,987.09	698,709,180	14.49
フランス	投資証券	KLEPIERRE	80,000	4,083.69	326,695,221	4,127.39	330,191,680	6.85
ベルギー	投資証券	WAREHOUSES DE PAUW SCA	50,975	6,368.25	324,621,928	6,135.97	312,781,407	6.49
ベルギー	投資証券	COFINIMMO	25,000	11,641.51	291,037,973	11,695.14	292,378,580	6.06

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
投資証券	92.39
合計	92.39

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	基準価額 （１口当たり）
	円	円
第1特定期間末 （平成23年 3月15日）	1,020,423 （分配付） 1,020,423 （分配落）	1.0204 （分配付） 1.0204 （分配落）
第2特定期間末 （平成23年 9月15日）	729,856 （分配付） 729,856 （分配落）	0.7299 （分配付） 0.7299 （分配落）
第3特定期間末 （平成24年 3月15日）	788,142 （分配付） 788,142 （分配落）	0.7881 （分配付） 0.7881 （分配落）
第4特定期間末 （平成24年 9月18日）	637,043 （分配付） 637,043 （分配落）	0.6370 （分配付） 0.6370 （分配落）
第5特定期間末 （平成25年 3月15日）	813,592 （分配付） 813,592 （分配落）	0.8136 （分配付） 0.8136 （分配落）
平成24年 4月末日	699,423	0.6994
5月末日	586,283	0.5863
6月末日	571,321	0.5713
7月末日	595,693	0.5957
8月末日	598,510	0.5985
9月末日	608,403	0.6084
10月末日	656,027	0.6560
11月末日	686,268	0.6863
12月末日	756,101	0.7561

平成25年 1月末日	783,687	0.7837
2月末日	770,213	0.7702
3月末日	779,592	0.7796
4月末日	855,555	0.8556

【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第1特定期間	自平成22年 9月22日至平成23年 3月15日	0円
第2特定期間	自平成23年 3月16日至平成23年 9月15日	0円
第3特定期間	自平成23年 9月16日至平成24年 3月15日	0円
第4特定期間	自平成24年 3月16日至平成24年 9月18日	0円
第5特定期間	自平成24年 9月19日至平成25年 3月15日	0円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1特定期間	自平成22年 9月22日至平成23年 3月15日	2.0
第2特定期間	自平成23年 3月16日至平成23年 9月15日	28.5
第3特定期間	自平成23年 9月16日至平成24年 3月15日	8.0
第4特定期間	自平成24年 3月16日至平成24年 9月18日	19.2
第5特定期間	自平成24年 9月19日至平成25年 3月15日	27.7

(注) 収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	1,000,000	0
第2特定期間	0	0
第3特定期間	0	0
第4特定期間	0	0
第5特定期間	0	0

(参考情報)

運用実績

2013年4月30日現在

基準価額・純資産の推移(2010年9月22日～2013年4月30日)



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

2013年4月	0円
2013年3月	0円
2013年2月	0円
2013年1月	0円
2012年12月	0円
直近1年累計	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
投資証券	91.60%
その他資産	8.40%
合計	100.00%

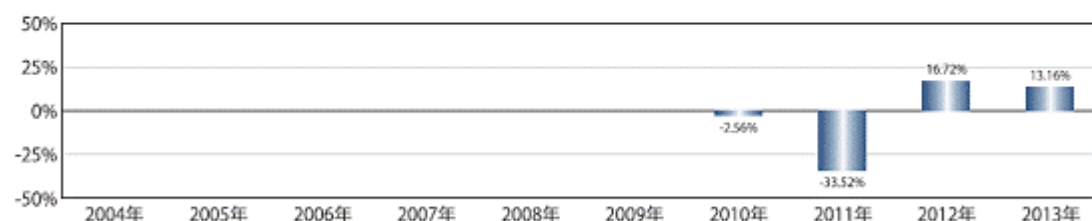
※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

組入上位銘柄(ヨーロッパリート・マザーファンド)

銘柄名	国/地域	純資産比率
FONCIERE DES REGIONS	フランス	22.54%
UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	20.71%
GECINA SA	フランス	15.25%
WERELDHAVE NV	オランダ	14.49%
KLEPIERRE	フランス	6.85%
WAREHOUSES DE PAUW SCA	ベルギー	6.49%
COFINIMMO	ベルギー	6.06%
-	-	-
-	-	-
-	-	-

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2010年はファンドの設定日から年末まで、2013年は4月末までの騰落率を示しています。
 ※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計(税引前)の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、取得申込みの受付を行いません。

- ・ 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日
- ・ ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム各取引所の休業日
- ・ ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム各銀行の休業日

「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・ 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。

- ・ 「分配金再投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。また、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。
- ・ 「分配金受取りコース」の申込単位は、1万口以上1万口単位又は1万円以上1円単位、「分配金再投資コース」の申込単位は、1万円以上1円単位、分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、1万円以上1千円単位となります。なお、販売会社が別に定める申込単位がある場合は、当該申込単位とします。また、取扱いコース及び申込単位は、販売会社によって異なります。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。
- ・ 申込代金は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・ 申込手数料は、申込金額に販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額です。

有価証券届出書提出日現在の手数料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）です。手数料率は変更となる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

また、償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金又は販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取り扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 申込代金の払込期日については、「分配金受取りコース」を選択された場合は、取得申込日から起算して5営業日以内に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。「分配金再投資コース」を選択された場合は、取得申込日に、申込代金を販売会社でお支払い下さい。なお、販売会社が別に定める期日がある場合は当該期日までとします。分配金再投資コースで「定時定額購入サービス」をご利用の場合には、申込代金は、あらかじめ定められた日に銀行口座等より自動的に引き落としさせていただきます。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込不可日

以下に該当する日は、「取得・換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行いません。

- ・ 翌日および翌々日（土曜日および日曜日を除きます。）が委託会社の休業日である日
- ・ ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム各取引所の休業日
- ・ ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム各銀行の休業日

「取得・換金申込不可日」につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。

また、委託会社のホームページにも、掲載いたします。

お問合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日（ただし、換金申込不可日を除きます。）に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

買取によるご換金については、販売会社にお問い合わせ下さい。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ 不動産投資信託証券の評価

マザーファンドを通じて投資するヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場で取引されている不動産投資信託証券は、原則として、ヨーロッパの取引所および取引所に準ずる市場における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

■ 外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する

権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成22年9月22日から平成32年9月15日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により、信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

■ 投資信託契約の解約（繰上償還）

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が5億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってbからdまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

■ 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- a 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

■ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b aの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

■ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（投資信託約款の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

■ 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年3月16日から9月15日まで、9月16日から翌年3月15日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様

の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

委託先運用会社との契約更改等

委託会社とマザーファンドの委託先運用会社であるドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッドとの間で締結された「運用委託契約」の有効期間は、契約日よりマザーファンドの投資信託契約終了の日までとします。

ただし、委託会社、委託先運用会社のいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、運用委託契約を解約することができます。

また、委託先運用会社が、運用委託契約、投資信託約款、法令諸規則に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社が必要と認めるときは、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。

変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 上記bの規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- d 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

- a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成24年9月19日から平成25年3月15日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

欧州リート・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4特定期間末 (平成24年 9 月18日現在)	第5特定期間末 (平成25年 3 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,696	7,391
親投資信託受益証券	632,389	807,318
流動資産合計	638,085	814,709
資産合計	638,085	814,709
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	39	52
未払委託者報酬	1,003	1,065
流動負債合計	1,042	1,117
負債合計	1,042	1,117
純資産の部		
元本等		
元本	*1 1,000,000	*1 1,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	362,957	186,408
（分配準備積立金）	298,770	302,265
元本等合計	637,043	813,592
純資産合計	*3 637,043	*3 813,592
負債純資産合計	638,085	814,709

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間 自 平成24年 3 月16日 至 平成24年 9 月18日	第5特定期間 自 平成24年 9 月19日 至 平成25年 3 月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	145,067	182,929
営業収益合計	145,067	182,929
営業費用		
受託者報酬	229	255
委託者報酬	*1 5,802	*1 6,121
その他費用	1	4
営業費用合計	6,032	6,380
営業利益又は営業損失（ ）	151,099	176,549
経常利益又は経常損失（ ）	151,099	176,549
当期純利益又は当期純損失（ ）	151,099	176,549
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	211,858	362,957
分配金	*2 -	*2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	362,957	186,408

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第5特定期間 自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表を6ヵ月毎に作成しており、前特定期間末が休日のため、平成24年 9月19日から平成25年 3月15日までを特定期間としております。

(貸借対照表に関する注記)

第4特定期間末 (平成24年 9月18日現在)	第5特定期間末 (平成25年 3月15日現在)
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 1,000,000口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数 1,000,000口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 362,957円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 186,408円
*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6370円 (10,000口当たりの純資産額 6,370円)	*3. 当該特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8136円 (10,000口当たりの純資産額 8,136円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	第5特定期間 自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
*1. 当ファンドの主要投資対象である「ヨーロッパリート・マザーファンド」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 [支払金額] 2,830円	*1. 当ファンドの主要投資対象である「ヨーロッパリート・マザーファンド」において、信託財産の運用指図に係わる権限の全部又は一部を委託するために要する費用 [支払金額] 3,014円
*2. 分配金の計算過程 第19計算期間（平成24年3月16日～平成24年4月16日） 費用控除後の配当等収益額 A 7,847円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B - 円 収益調整金額 C - 円 分配準備積立金額 D 178,045円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 185,892円 当ファンドの期末残存口数 F 1,000,000口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 1,858円 10,000口当たり分配金額 H - 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円 第20計算期間（平成24年4月17日～平成24年5月15日） 費用控除後の配当等収益額 A 71,968円	*2. 分配金の計算過程 第25計算期間（平成24年9月19日～平成24年10月15日） 費用控除後の配当等収益額 A 242円 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B - 円 収益調整金額 C - 円 分配準備積立金額 D 298,770円 当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 299,012円 当ファンドの期末残存口数 F 1,000,000口 10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 2,990円 10,000口当たり分配金額 H - 円 収益分配金金額 I=F*H/10,000 - 円 第26計算期間（平成24年10月16日～平成24年11月15日） 費用控除後の配当等収益額 A 11円

費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	185,892円	分配準備積立金額	D	299,012円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,860円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	299,023円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,578円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,990円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円
<u>第21計算期間（平成24年5月16日～平成24年6月15日）</u>			<u>第27計算期間（平成24年11月16日～平成24年12月17日）</u>		
費用控除後の配当等収益額	A	15,480円	費用控除後の配当等収益額	A	1,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	257,860円	分配準備積立金額	D	299,023円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	273,340円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	300,331円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,733円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,003円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円
<u>第22計算期間（平成24年6月16日～平成24年7月17日）</u>			<u>第28計算期間（平成24年12月18日～平成25年1月15日）</u>		
費用控除後の配当等収益額	A	21,447円	費用控除後の配当等収益額	A	1,307円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	273,340円	分配準備積立金額	D	300,331円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	294,787円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	301,638円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,947円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,016円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円
<u>第23計算期間（平成24年7月18日～平成24年8月15日）</u>			<u>第29計算期間（平成25年1月16日～平成25年2月15日）</u>		
費用控除後の配当等収益額	A	2,946円	費用控除後の配当等収益額	A	625円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	294,787円	分配準備積立金額	D	301,638円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	297,733円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	302,263円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,977円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,022円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円
<u>第24計算期間（平成24年8月16日～平成24年9月18日）</u>			<u>第30計算期間（平成25年2月16日～平成25年3月15日）</u>		
費用控除後の配当等収益額	A	1,037円	費用控除後の配当等収益額	A	2円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	297,733円	分配準備積立金額	D	302,263円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	298,770円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	302,265円
当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口	当ファンドの期末残存口数	F	1,000,000口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,987円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,022円
10,000口当たり分配金額	H	- 円	10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	期 別	第4特定期間	第5特定期間
		自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同 左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2.金融商品の時価に関する事項

期 別		
項 目	第4特定期間末 （平成24年 9月18日現在）	第5特定期間末 （平成25年 3月15日現在）
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針」に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	第5特定期間 自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
該当事項はありません。	同 左

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間 自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第4特定期間末 （平成24年 9月18日現在）	第5特定期間末 （平成25年 3月15日現在）
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 1,000,000円
期中追加設定元本額 - 円	期中追加設定元本額 - 円
期中一部解約元本額 - 円	期中一部解約元本額 - 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

第4特定期間末（平成24年9月18日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	34,619
合 計	34,619

第5特定期間末（平成25年3月15日現在）

（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,400
合 計	24,400

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ヨーロッパリート・マザーファンド	1,004,128	807,318	
	計	銘柄数：1	1,004,128	807,318	
		組入時価比率：99.2%		100.0%	
	合計			807,318	

（注） 1. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。
2. 親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

< 参考 >

当ファンドは、「ヨーロッパリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

ヨーロッパリート・マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

ヨーロッパリート・マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

科 目	期 別	注記番 号	平成24年 9月18日現在	平成25年 3月15日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
預金			73,817,614	26,316,697
コール・ローン			97,771,263	90,245,172
投資証券			2,790,037,816	3,425,928,427
未収配当金			4,916,966	-
未収利息			236	217
流動資産合計			2,966,543,895	3,542,490,513
資産合計			2,966,543,895	3,542,490,513
負債の部				
流動負債				
未払金			46,198,237	-
流動負債合計			46,198,237	-
負債合計			46,198,237	-
純資産の部				
元本等				
元本				
元本		*1	4,688,408,397	4,406,068,531
剰余金				
欠損金			1,768,062,739	863,578,018
純資産合計		*3	2,920,345,658	3,542,490,513
負債・純資産合計			2,966,543,895	3,542,490,513

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、ヨーロッパの取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、欧州リート・オープンの特定期間に合わせるため、平成24年 9月19日から平成25年 3月15日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

平成24年 9月18日現在	平成25年 3月15日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4,688,408,397口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 4,406,068,531口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,768,062,739円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 863,578,018円
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.6229円 (10,000口当たりの純資産額 6,229円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8040円 (10,000口当たりの純資産額 8,040円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別		
項 目	自 平成24年 3月16日 至 平成24年 9月18日	自 平成24年 9月19日 至 平成25年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。 なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図ることを目的とした為替予約取引を利用しております。為替予約取引の主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスクです。	同 左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。 なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。	同 左
-------------------	--	-----

2. 金融商品の時価に関する事項

期 別	平成24年 9月18日現在	平成25年 3月15日現在
項 目		
1. 貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

（その他の注記）

1. 元本の移動

（単位：円）

平成24年 9月18日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年 3月16日
期首元本額	5,087,028,795
期首より平成24年 9月18日までの追加設定元本額	272,788,249
期首より平成24年 9月18日までの一部解約元本額	671,408,647
期末元本額	4,688,408,397
平成24年 9月18日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	1,519,796,516
DCグローバル・リート・セレクション	16,000,025
ワールド・リート・セレクション（欧州）	3,081,732,850
JIT・グローバルリートファンド（SMA専用）	3,544,992
世界3資産分散ファンド	44,345,589
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	21,728,499
世界リート・オープン	244,691
欧州リート・オープン	1,015,235

(単位：円)

平成25年 3月15日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年 9月19日
期首元本額	4,688,408,397
期首より平成25年 3月15日までの追加設定元本額	357,736,659
期首より平成25年 3月15日までの一部解約元本額	640,076,525
期末元本額	4,406,068,531
平成25年 3月15日現在の元本の内訳（＊）	
グローバル・リート・セレクション	1,339,126,021
DCグローバル・リート・セレクション	20,416,706
ワールド・リート・セレクション（欧州）	2,978,556,737
JIT・グローバルリートファンド（SMA専用）	3,712,070
世界3資産分散ファンド	44,345,589
世界9資産分散ファンド（投資比率変動型）	18,671,210
世界リート・オープン	236,070
欧州リート・オープン	1,004,128

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

平成24年9月18日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	138,642,013
合 計	138,642,013

平成25年3月15日現在

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	248,367,419
合 計	248,367,419

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

[附属明細表]

1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	単位数	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	23,900	217,490.00	
		CORIO NV	38,900	1,415,182.00	

		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	21,400	620,600.00	
		FONCIERE DES REGIONS	23,100	1,461,075.00	
		GECINA SA	22,500	2,012,175.00	
		ICADE	26,000	1,765,660.00	
		KLEPIERRE	88,000	2,750,000.00	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	42,500	7,839,125.00	
		WERELDHAVE NV	19,500	1,084,395.00	
	計	銘柄数：9	305,800	19,165,702.00 (2,397,246,006)	
		組入時価比率：67.7%		70.0%	
	イギリスポンド	BRITISH LAND COMPANY PLC	790,000	4,412,150.00	
		DERWENT LONDON PLC	21,000	462,840.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	148,500	746,955.00	
		HAMMERSON PLC	149,500	759,460.00	
		SHAFTESBURY PLC	120,000	711,000.00	
	計	銘柄数：5	1,229,000	7,092,405.00 (1,028,682,421)	
		組入時価比率：29.0%		30.0%	
	合計			3,425,928,427 (3,425,928,427)	

- (注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年4月30日現在）

資産総額	856,201	円
負債総額	646	円
純資産総額（ - ）	855,555	円
発行済数量	1,000,000	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8556	円

<参考> ヨーロッパリート・マザーファンド

資産総額	4,915,737,955	円
負債総額	93,501,670	円
純資産総額（ - ）	4,822,236,285	円
発行済数量	5,688,301,226	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.8477	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

- 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

- 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成25年4月末日現在）

（1）資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（2）委託会社の機構

委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年4月末日現在、当社は、252本の証券投資信託（単位型株式投資信託34本、追加型株式投資信託155本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託47本）の運用を行っており、純資産総額は14,060億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- （1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- （2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- （3）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- （4）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
現金預金		5,493,082		5,829,748
有価証券		3,298,316		3,298,206
未収委託者報酬		765,032		582,010
未収運用受託報酬		22,815		26,297
未収投資助言報酬		5,609		5,637
前払費用		32,820		34,096
未収収益		610		264
繰延税金資産		94,045		63,345
その他の流動資産		24,042		865
流動資産合計		9,736,376		9,840,470
固定資産				

有形固定資産	*1		105,282		175,209
建物		44,676		36,865	
器具備品		60,606		138,344	
無形固定資産			10,238		2,681
ソフトウェア		8,116		559	
電話加入権		2,122		2,122	
投資その他の資産			1,981,532		2,069,959
投資有価証券		1,294,320		1,302,277	
親会社株式		583,968		644,952	
長期差入保証金		160,988		150,350	
その他		29,225		29,225	
繰延税金資産		17,540		50,664	
貸倒引当金		14,510		17,510	
投資損失引当金		90,000		90,000	
固定資産合計			2,097,053		2,247,851
資産合計			11,833,429		12,088,322

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	

その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,290,792		9,376,702
運用受託報酬			62,807		64,461
営業収益計			9,353,600		9,441,163
営業費用					
支払手数料			5,061,926		5,120,825
広告宣伝費			190,668		197,828
公告費			7,416		1,861
受益権管理費			10,413		11,275
調査費			1,060,076		1,284,694
調査費	162,035			217,345	
委託調査費	898,040			1,067,349	
委託計算費			186,907		218,981
営業雑経費			261,180		224,765
通信費	47,867			46,975	
印刷費	202,785			166,251	
協会費	7,653			8,409	
諸会費	2,873			3,129	
営業費用計			6,778,588		7,060,232
一般管理費					
給料			1,058,378		1,106,058
役員報酬	117,951			124,707	
給料・手当	840,999			895,319	
賞与	99,428			86,032	
交際費			16,286		18,762
寄付金			40,819		39,015
旅費交通費			58,585		53,988
租税公課			19,373		18,505

不動産賃借料		214,427		200,615
賞与引当金繰入		115,080		119,240
退職給付費用		18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入		4,720		4,790
固定資産減価償却費		40,490		44,407
諸経費		333,694		340,584
一般管理費計		1,920,083		1,968,991
営業利益		654,927		411,940

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
	金 額		金 額	
	千円	千円	千円	千円
営業外収益				
受取配当金 *1		24,837		19,049
有価証券利息		9,996		4,056
受取利息		1,538		1,442
約款時効収入		1,762		131
雑益		3,593		45,964
営業外収益計		41,728		70,644
営業外費用				
時効後返還金		36		1,550
信託財産負担金		718		327
固定資産除却損 *2		460		138
雑損		34		47
営業外費用計		1,249		2,063
経常利益		695,406		480,521
特別利益				
投資有価証券売却益		2,416		30,950
特別利益計		2,416		30,950
特別損失				
投資有価証券売却損		1,756		32,200
資産除去債務		2,135		—
投資有価証券評価損		8,385		—
ゴルフ会員権評価損		6,103		—
投資損失引当金繰入		90,000		—
貸倒引当金繰入		—		3,000
特別損失計		108,380		35,200
税引前当期純利益		589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税	309,731		252,318	
法人税等調整額	59,792	249,939	23,951	228,366
当期純利益		339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904

当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
純資産合計		
当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	33,000	33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15 年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～15 年
建物	15 年				
器具備品	4～15 年				

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,776 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>108,802 千円</td></tr> </table>	建物	35,776 千円	器具備品	108,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>43,586 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>133,977 千円</td></tr> </table>	建物	43,586 千円	器具備品	133,977 千円
建物	35,776 千円								
器具備品	108,802 千円								
建物	43,586 千円								
器具備品	133,977 千円								

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)
*1. 各科目に含まれている関係会社に対する ものは、次のとおりであります。 受取配当金 21,965 千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対する ものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円
*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 460 千円	*2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりで あります。 器具備品 138 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
-------	---------	----	----	--------

普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
---------	---------	---	---	---------

（２）配当に関する事項

配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)投資有価証券	600,316	600,316	—
(5)親会社株式	644,952	644,952	—
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(7)未払法人税等	120,129	120,129	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（１）現金預金、（３）未収委託者報酬、（６）未払金（未払手数料）、（７）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券、（４）投資有価証券、（５）親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,709,964	397,716	2,960	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

		(単位：千円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(１) 株式	658,896	605,961	52,934
	(２) 債券			
	国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(３) その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(１) 株式	12,350	12,350	0
	(２) 債券			
	国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	82
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	(３) その他	192,627	201,000	8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	8,455

合計

4,474,644

4,422,830

51,813

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	733,260	605,961	127,298
	（２）債券			
	国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	9,035	12,350	3,315
	（２）債券			
	国債・地方債等	579,654	579,678	23
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（３）その他	290,205	302,044	11,839
	小計	878,895	894,073	15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
（３）その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付引当金（千円）	87,438	103,572

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
勤務費用（千円）	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額（千円）	6,031	6,660
退職給付費用（千円）	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	47,182 千円	賞与引当金	45,311 千円
退職給付引当金	35,849 千円	退職給付引当金	36,768 千円
役員退職慰労引当金	13,476 千円	役員退職慰労引当金	9,641 千円
ゴルフ会員権評価損	3,732 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	6,216 千円
その他有価証券評価差額金	3,466 千円	その他有価証券評価差額金	5,674 千円
投資有価証券評価損	3,467 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円
未払広告宣伝費	11,910 千円	未払広告宣伝費	29,217 千円
投資損失引当金	36,900 千円	投資損失引当金	31,950 千円
資産除去債務	4,482 千円	資産除去債務	11,229 千円
その他	35,483 千円	その他	18,184 千円
繰延税金資産の合計	201,900 千円	繰延税金資産の合計	200,427 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	62,381 千円	負ののれん償却額	28,908 千円
その他有価証券評価差額金	24,710 千円	その他有価証券評価差額金	48,445 千円
その他	3,222 千円	その他	9,063 千円
繰延税金負債の合計	90,315 千円	繰延税金負債の合計	86,417 千円
繰延税金資産の純額	111,585千円	繰延税金資産の純額	114,009千円
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	41.0%
		（調整）	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.0%
		住民税均等割等	0.5%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
		還付法人税等	2.7%
		その他	1.1%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%
		3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	
		「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41％から38％に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41％から35.5％に変更しております。	
		この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(千円)(注)	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	—	20,282
時の経過による調整額(千円)	244	416
期末残高(千円)	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

（1）報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（2）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（3）報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

（４）報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

(注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有 直接 2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

(注) 1.上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2)重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
1株当たり純資産額	13,054円73銭	1株当たり純資産額	13,372円64銭
1株当たり当期純利益金額	411円51銭	1株当たり当期純利益金額	300円49銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（株）	825,000	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	期 別		当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
	注記 番号		金 額	
(資 産 の 部)			千円	
流動資産				
現金及び預金			5,720,630	
有価証券			3,393,933	
未収委託者報酬			628,917	
未収運用受託報酬			10,442	
未収投資助言報酬			13,512	
繰延税金資産			4,285	
その他流動資産			43,150	

流動資産合計		9,814,871
固定資産	* 1	
有形固定資産		161,746
無形固定資産		2,523
投資その他の資産		2,023,678
投資有価証券		1,787,071
繰延税金資産		161,596
その他		182,519
貸倒引当金		17,510
投資損失引当金		90,000
固定資産合計		2,187,947
資産合計		12,002,819
(負債の部)		
流動負債		
預り金		12,648
前受運用受託報酬		1,841
前受投資助言報酬		743
未払金		391,484
未払収益分配金		67
未払償還金		3,795
未払手数料		290,126
未払事業所税		2,306
その他		95,189
未払法人税等		85,708
その他流動負債		162,904
流動負債合計		655,332
固定負債		
退職給付引当金		265,993
役員退職慰労引当金		26,590
資産除去債務		31,904
その他固定負債		16,028
固定負債合計		340,516
負債合計		995,848
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		566,500
資本準備金		566,500
利益剰余金		9,450,846
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		9,271,016
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		3,552,354
株主資本合計		11,017,346
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		10,376
評価・換算差額等合計		10,376
純資産合計		11,006,970
負債・純資産合計		12,002,819

中間損益計算書

期 別	当中間会計期間 (自 平成 24年4月 1日 至 平成 24年9月30日)	
	注記 番号	金 額
科 目		千円
営業収益		
委託者報酬		4,355,342
運用受託報酬		24,357
営業収益計		4,379,699

営業費用		3,213,273
一般管理費	★ 1	1,026,104
営業利益		140,321
営業外収益	★ 2	37,794
営業外費用		775
経常利益		177,339
特別利益		—
特別損失		—
税引前中間純利益		177,339
法人税、住民税及び事業税		84,687
法人税等調整額		3,205
中間純利益		95,858

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：千円）

株主資本

資本金

当期首残高	1,000,000
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	1,000,000
---------	-----------

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	566,500
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	566,500
---------	---------

資本剰余金合計

当期首残高	566,500
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	566,500
---------	---------

利益剰余金

利益準備金

当期首残高	179,830
-------	---------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	179,830
---------	---------

その他利益剰余金

別途積立金

当期首残高	5,718,662
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

当中間期変動額合計	—
-----------	---

当中間期末残高	5,718,662
---------	-----------

繰越利益剰余金

当期首残高	3,489,496
-------	-----------

当中間期変動額	
---------	--

剰余金の配当	33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	3,552,354
利益剰余金合計	
当期首残高	9,387,988
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	9,450,846
株主資本合計	
当期首残高	10,954,488
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	11,017,346
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	77,941
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	88,317
当中間期変動額合計	88,317
当中間期末残高	10,376
評価・換算差額等合計	
当期首残高	77,941
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	88,317
当中間期変動額合計	88,317
当中間期末残高	10,376
純資産合計	
当期首残高	11,032,429
当中間期変動額	
剰余金の配当	33,000
中間純利益	95,858
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	88,317
当中間期変動額合計	25,458
当中間期末残高	11,006,970

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定) 時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）
------------------	---

2．固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>建 物 ...</td><td>1 5 年</td></tr> <tr> <td>器具備品 ...</td><td>4 ～ 1 5 年</td></tr> </table> 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づき償却しております。	建 物 ...	1 5 年	器具備品 ...	4 ～ 1 5 年
建 物 ...	1 5 年				
器具備品 ...	4 ～ 1 5 年				
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。				
4．その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。				

[会計方針の変更等]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

1．減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[追加情報]

（退職給付引当金）

当社は、当中間会計期間より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当中間会計期間末日において、24,039千円であり、未払金 その他（流動負債）に8,010千円、その他固定負債（固定負債）に16,028千円を計上しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

（＊１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、192,701 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

１．（＊１）減価償却実施額

有形固定資産	18,046 千円
無形固定資産	158 千円

２．（＊２）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	1,761 千円
受取配当金	17,875 千円
賞与引当金戻入	17,239 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

２．配当に関する事項

平成24年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・ 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,720,630	5,720,630	—
(2)有価証券	3,393,933	3,393,933	—
(3)未収委託者報酬	628,917	628,917	—
(4)投資有価証券	1,085,110	1,085,110	—
(5)未払金（未払手数料）	290,126	290,126	—
(6)未払法人税等	85,708	85,708	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（5）未払金（未払手数料）、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（1）株式	539,616	535,939	3,676
	（2）債券			
	国債・地方債等	319,827	319,825	1
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	（3）その他	413,366	390,226	23,139
	小計	1,272,809	1,245,991	26,818
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（1）株式	68,299	82,372	14,073
	（2）債券			
	国債・地方債等	2,678,855	2,678,885	29

社債	—	—	—
その他	—	—	—
(3) その他	459,079	488,067	28,987
小計	3,206,234	3,249,324	43,090
合計	4,479,043	4,495,315	16,271

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	31,632千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	271千円
当中間会計期間末残高	31,904千円

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成24年4月 1 日 至平成24年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略し

ております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1株当たり純資産額	13,341円78銭
1株当たり中間純利益金額	116円19銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	11,006,970
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	11,006,970
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000

1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	95,858
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	95,858
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)「受託会社」

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成24年9月末日現在、342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)「委託先運用会社」

ドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッド

資本金の額

平成24年12月末日現在、1,822千英ポンド

事業の内容

英国籍の会社であり、不動産投資及び不動産投資に係る投資運用業務、及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)「販売会社」

名 称	資本金の額（百万円） 平成24年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2)「委託先運用会社」は、主に以下の業務を行います。

ドイチェ・オルタナティブ・アセット・マネジメント（イギリス）リミテッドは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、ヨーロッパリート・マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産（不動産投資信託証券等）の運用の指図（外国為替予約取引の指図を除きます。）を行います。

(3)「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の
取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成24年11月21日	臨時報告書
平成24年12月12日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成25年2月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月 2 日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木基仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「欧州リート・オープン」の平成24年9月19日から平成25年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「欧州リート・オープン」の平成25年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 助 川 正 文

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 宝 金 正 典

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。